

# 岐 阜 県 公 報

第 二 千 二 百 二 十 九 号  
平 成 二 十 三 年 三 月 四 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

公共用水域が該当する水域類型の指定に関する告示の一部

改正

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

指定医療機関の廃止の届出

指定医療機関の所在地の変更

指定訪問看護事業者等の指定

指定医療機関の廃止の届出

道路の供用開始

道路の区域変更

(地球環境課) 九五四<sup>ページ</sup>

(地域福祉国保課) 九五四

(同) 九五四

(同) 九五五

(同) 九五五

(道路維持課) 九五六

(同) 九五六

### 選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設の指定

個人演説会等を開催することができる施設の名称等の変更

農業委員会委員選挙における個人演説会を開催することができる施設の指定

農業委員会委員選挙における個人演説会を開催することができる施設の名称等の変更

農業委員会委員選挙における個人演説会を開催することができる施設の名称等の変更

(選挙管理委員会) 九五七

(同) 九五八

(同) 九五九

(同) 九五九

(同) 九五九

### 公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

土地改良事業計画の変更同意

指定管理者の指定

(環境生活政策課) 九六〇

(農地計画課) 九六一

(街路公園課) 九六一

技能教育施設の指定及び連携措置に係る科目の指定  
指定技能教育施設の内容変更

(学校支援課) 九六一  
(同) 九六一

告示

岐阜県告示第百十六号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する告示(昭和五十六年岐阜県告示第四百十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和四十六年政令第百五十九号)第一項」を「環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項」に改める。  
別表中「ロ」を「ク」に改める。

岐阜県告示第百十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十三年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

名	称	開	設	者	所	在	地	指	定	年	月	日
永田眼科クリニック	医療法人	四葉	各務原市鷺沼西町三	一	五七			平成三・八・一				
西可児薬局	高田	ルリ子	可児市帷子新町二	一八				同				
橋本薬局	合資会社橋本薬	局	飛騨市古川町式之町二	一五				同				

総合在宅医療クリニック	医療法人かがや	き	羽島郡岐南町八剣北一	一八〇	六			平成三・八・二				
キクヤ薬局	安藤	祐子	多治見市前畑町三	七六	五			平成三・八・二〇				
福井歯科医院	福井	克仁	加茂郡七宗町上麻生二	五〇	八二			平成三・八・二六				
下呂薬局	中川興産	株式	下呂市森一四一九	三二				平成三・九・一				
たいと薬局	株式会社	泰斗	中津川市付知町六八〇	三				同				
おくむらクリニック	奥村	昇司	下呂市森一四一九	三一				同				
つつじ薬局	株式会社	山本	各務原市前渡西町三	二	一一			同				
MISTクリニック	高田	宗春	中津川市えびす町七	三〇				同				
アルプスベルクリニック	医療法人	葵鐘	〇ISHIX駅前ビル	五階				同				
にしむら眼科	医療法人	公心	高山市山田町三一〇					同				
あんじゅの杜診療所	会		可児市下恵土四〇二八	二				同				
あい歯科	鈴木	孝司	関市小瀬一五〇五一					同				
眼科 北方アイクリ	鈴木	孝司	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋	四六七九				同				
ニック	小澤	秀道	本巣郡北方町平成二	三				同				
			アピタ北方敷地内					同				

岐阜県告示第百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第

十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 開設者 所在地 廃止年月日

総合在宅医療クリニック 市橋亮一 羽島郡岐南町八剣北一 平成三・八一  
一八〇六

キクヤ薬局 安藤高敏 多治見市前畑町三七六 平成三・八・九  
五

福井歯科医院 福井勝男 加茂郡七宗町上麻生二五〇八二 平成三・八・五

下呂薬局 中川興産株式会社 下呂市幸田一三三一九 平成三・八・三

にしむら眼科 西村幸三九 可児市下恵土四〇二八二 同

輪之内薬局 有限会社 輪之内 安八郡輪之内町里九九八 平成三・九・一

岐阜県告示第百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 開設者 所在地 変更年月日

岩村医院 岩村信之 新 羽島郡笠松町門間一 平成三・九・一  
二七〇

旧 羽島郡笠松町門間二 九〇七二

新 揖斐郡池田町八幡八 一四一

旧 揖斐郡池田町八幡八 二〇

岐阜県告示第百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十三年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

指定訪問看護事業者等の事務所の所在地 訪問看護ステーション等の名称 訪問看護ステーション等の所在地 指定年月日

社団法人岐阜県看護協会 岐阜市藪田南五一四 五三 高山訪問看護ステーション 高山市森下町一 平成  
二七〇五 三・八一

岐阜県告示第百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業者等の名称 指定訪問看護事業 訪問看護ステーション等の名称 訪問看護ステーション等の所在地 廃止年月日

社団法人岐阜県看護協会 岐阜市藪田南五 一四 五三 高山訪問看護ステーション 〇〇飛騨健康管理センター内 高山市昭和町一 一 平成 三・七三

岐阜県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定又は変更の告示年月日ほか）
垂井線 停車場						
			不破郡垂井町大字垂井字屋敷一三四五番一地从先から	一四・三	平成 三・三・四	平成 三・九・二四

同郡同町大字同字馬出瀬一五七九番二地先まで	一〇・二・六
-----------------------	--------

岐阜県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区間	区域の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	四百十七号	同郡同町同字 岩瀬一三三番一地从先から	八五 三・五	三七〇	
一般国道	三百三三号	揖斐郡揖斐川町東横山字 摩生戸一三三七番地先から	六二 三・〇	一三〇	一般国道四百十七号の一部重用
一般国道	三百三三号	揖斐郡揖斐川町西横山字 大曾根一二五番三地从先から	五五 三・三	六〇・五	
一般国道	三百三三号	同郡同町同字 同郡同町同字 揖斐郡揖斐川町東横山字 摩生戸一三三三番一地从先から	六八 四・二 六二 三・〇	六〇・五	

で

岐阜県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
県道	中津川線 田立	中津川市瀬戸字上地平一四 二六番二地先から 同 市同 字同 一四 一三番四地先まで	二八〇〇	平成 三・三・四	平成 三・七・六

岐阜県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路	延長	供用開始	備考（区域の変更又は決定）

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	の期日	変更の告示年月日（ほか）
県道	名張線 上切	高山市国府町金桶字小屋ノ 下一三九一番一地先から 同 市同 町同 字同 一四七一番五地先まで	三〇〇〇	平成 三・三・四	平成 三・二〇・六

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十三年三月四日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

指定した施設

市町村名	施設名称	所在地	収容人員
大垣市	大垣市赤坂総合センター ・ホール ・第3会議室 ・第1和室 ・第2和室 ・第3和室	大垣市扇町108番地	300人 30人 28人 28人 24人
	大垣市子育て総合支援センター ・多目的ホール	大垣市外花6丁目45番地	200人



タ-	・ふれあいホール ・視聴覚研修室	-	・ふれあいホール ・視聴覚研修室	300 人 60 人
美濃加茂市	山之上交流センター ・会議室	美濃加茂市山之上コミュニ ティセンター		100 人

2 名称等を変更した施設

市町村名	変更後の名称等		変更前の名称等	
	施設の名 称	収容人員	施設の名 称	収容人員
大垣市	大垣市江東地区センタ	200 人 ・多目的ホール ・和室 ・会議室 ・学習室	大垣市江東地区センタ	270 人 ・多目的ホール ・和室 1 ・和室 2 ・会議室 ・学習室
	大垣市赤坂地区センタ	150 人 ・多目的ホール ・会議室 ・和室	大垣市赤坂地区センタ	150 人 ・多目的ホール ・会議室 ・和室 1 ・和室 2
	大垣市綾里地区センタ	150 人 ・多目的ホール ・会議室 ・和室	大垣市綾里地区センタ	150 人 ・多目的ホール ・会議室 A ・会議室 B ・和室 A ・和室 B
大垣市川並地区センタ	150 人 ・多目的ホール ・会議室 ・和室	大垣市川並地区センタ	150 人 ・多目的ホール ・会議室 A ・会議室 B ・和室 A	

			・和室 B	30 人
--	--	--	-------	------

岐阜県農業振興課農産物加工課十六号

農業振興課農産物加工課の法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一條において適用する公費補助法（昭和二十五年法律第四号）第六十一条第一項第三号の規定による個人経営を営む事業者の事業の振興に資することを旨とする補助金の交付を受けることとなる。

平成三十三年三月四日

岐阜県農業振興課長  
松 利 幸

指定した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人員
大垣市	大垣市赤坂総合センター ・ホール ・第3会議室 ・第1和室 ・第2和室 ・第3和室	大垣市屋敷町108番地	300 人 30 人 28 人 28 人 24 人
	大垣市子育て総合支援センタ	大垣市外花 6 丁目45番地	200 人 50 人 30 人
瑞穂市	瑞穂市水防センター 会議室	瑞穂市祖父江1143番地 5	80 人

岐阜県農業振興課農産物加工課十号

農業振興課農産物加工課の法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一條において適用する公費補助法（昭和二十五年法律第四号）第六十一条第一項第三号の規定による個人



上矢作町のまちづくりの推進と地域経済の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年二月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人はたらくねっと
- 三 代表者の氏名 中崎 雄一
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市山田町七八一番地七六
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障がいを持たれた方に対して障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業等の職業自立に向けた支援に関する事業を行い、障がい者が自分達の能力を發揮できる様な地域との関わりや地域福祉の向上に寄与する事を目的とする。

土地改良事業計画の変更同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において読み替えて準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更に同意したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

平成二十三年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

郡	施行者名	施行に係る地区名	同意年月日
上 市	深 戸 地 区	平成二三・二一・二四	

指定管理者の指定

花フェスタ記念公園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の八第一号の規定により公示する。

平成二十三年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定管理者となる団体  
花フェスタ記念公園運営管理グループ  
構成員  
大垣市河間町三丁目五五番地  
イビデングリーンテック株式会社  
可児市土田四五六七番地  
株式会社日本ライン花木センター  
大垣市和合本町一丁目三六四番地  
グリーンワークス株式会社
- 二 指定の期間  
平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

技能教育施設の指定及び連携措置に係る科目の指定

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条に規定する技能教育のための施設及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十三条の二に規定する連携科目等について、平成二十三年二月七日付けで次のとおり指定したので、同令第三十三条の三の規定により公示する。

平成二十三年三月四日

岐阜県教育委員会  
委員長 稲 本 正

一 指定技能教育施設の名称及び所在地  
クラーク高等学院岐阜校  
岐阜市加納清野町二八番地

二 連携科目等

連携科目 連携科目に対応する高等学校の科目

ビジネス基礎 ビジネス基礎

情報処理 情報処理

商品と流通 商品と流通

指定技能教育施設の内容変更

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第一項の規定により、  
指定技能教育施設の内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月四日

岐阜県教育委員会

委員長 稲本 正

一 指定技能教育施設の名称

特定非営利活動法人 西濃学園

二 変更した内容

指定技能教育施設の所在地

(変更前) 揖斐郡揖斐川町東横山一七番地

(変更後) 揖斐郡揖斐川町長瀬四二三番地一四

平成二十三年三月四日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

バイ・アール・テクノセンター